

京都大学人権委員会規程等の一部を改正する規程

第一条 京都大学人権委員会規程（平成十六年達示第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第一号中「法務担当の理事」を「人権を担当する理事」に改める。

第九條 第一項中「各センター」を「及び各センター」に、「及び事務本部」を「並びに事務本部、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部」に改める。

第十条 中「総務担当の理事」を「総務担当の理事、医療技術短期大学部にあつては部長」に改める。

第二条 京都大学力ウンセリングセンター規程（平成十六年達示第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二項中「セクシユアル・ハラスメント等」を「ハラスメント」に改め、「セクシユアル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条の見出し中「専任教員等」を「専任教員」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三条 国立大学法人京都大学就業規則（平成十六年達示第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十八條 中「国立大学法人京都大学」に改める。

を「国立大学法人京都大学」に改める。

第四条 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成十七年達示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四條 中「国立大学法人京都大学」に改める。

準用する「を」を「国立大学法人京都大学」に改める。

第五條 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成十七年達示第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六條 中「国立大学法人京都大学」に改める。

準用する「を」を「国立大学法人京都大学」に改める。

この規程は、平成十七年九月二十七日から施行する。